

令和6年2月9日

令和6年2月定例岡山市議会提出の 主な議案（予算を除く。）について

1 内容

- ・ 岡山市開発行為の許可基準等に関する条例を廃止する条例の制定について
- ・ 岡山市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- ・ 岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
（別紙のとおり）

【問い合わせ先】

岡山市 総務法制企画課 足羽・栗尾 直通086-803-1081 内線4450

記者会見資料

担当課名	開発指導課
担当者名	課長 戸部 課長補佐 小崎
連絡先	803-1452 内線 4620

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例を廃止する条例の制定について (甲第56号議案)

1 目的

本条例による開発許可は、市街化区域の縁辺部で多く行われ、低密度な市街地拡大の要因となっており、人口減少と高齢化の進展が想定される中、現在の制度のままでは低密度な市街地が拡大し、必要な生活サービスを維持することが困難となる恐れがあるため、本条例を廃止するもの。

2 概要

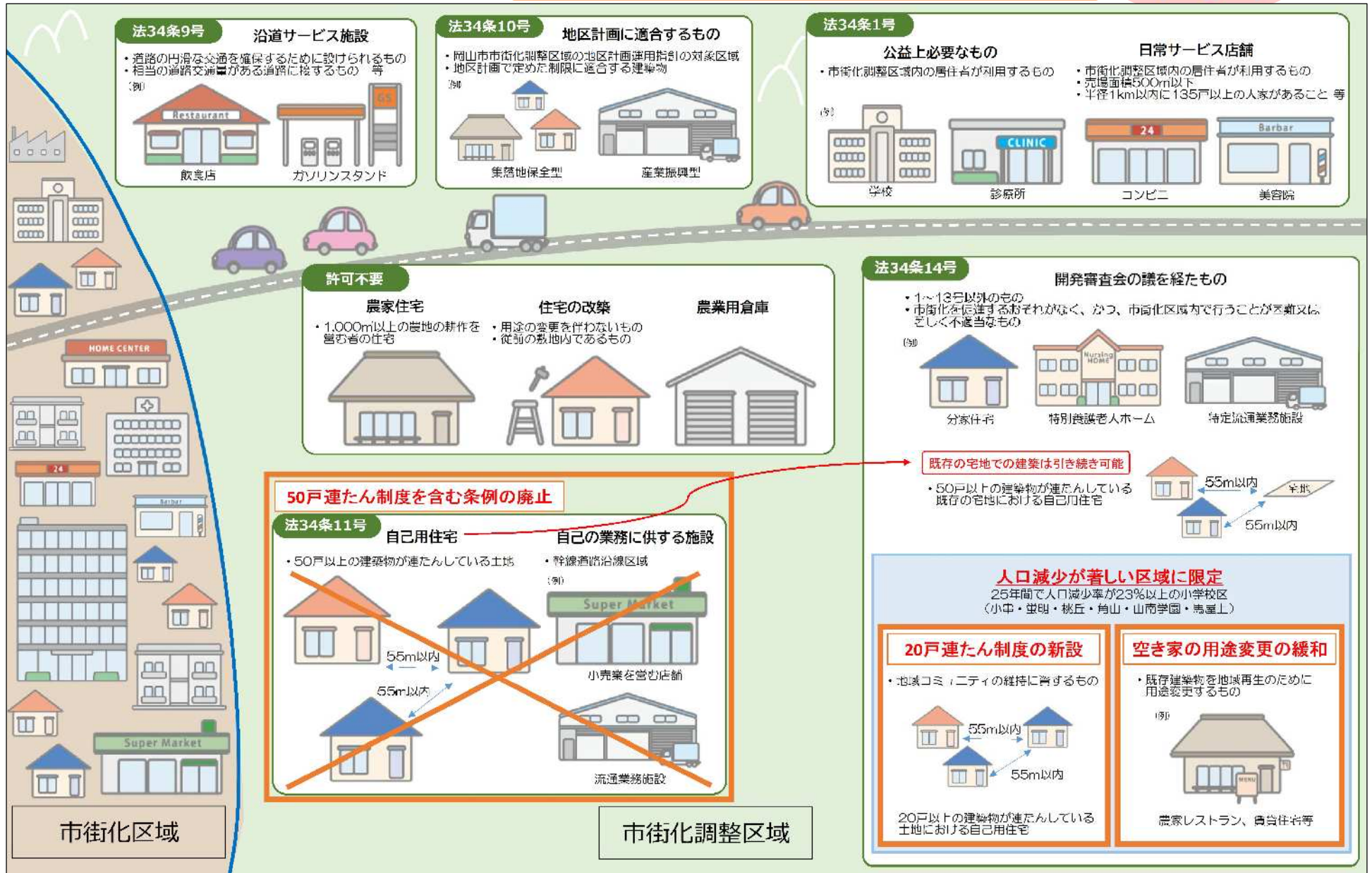
岡山市開発行為の許可基準等に関する条例(都市計画法第34条11号に基づく条例)の廃止

3 施行日

令和8年4月1日から施行する

市街化調整区域の開発許可制度 の見直しで変わること

50戸連たん制度により、農地を開発して宅地にする事は出来なくなりますが、すでに宅地になっている土地では、引き続き建築が可能です。
人口減少が著しい区域に限定して、新たに20戸連たん制度を新設したり、空き家の用途変更を緩和することで、既存集落の維持・活性化を図ります。



記者会見資料

担当課名	税制課	産業振興課
担当者名	課長 高原 課長補佐 山本	企業立地推進担当課長 藤田 係長 川村
連絡先	803-1166 内線 4245	803-1328 内線 4513

岡山市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の 課税免除に関する条例の制定について (甲第24号議案)

1 背景と目的

令和5年12月、地域未来投資促進法の基本方針改正により、市街化調整区域での開発許可の対象施設が拡大され、事業者による産業用地の円滑な確保が可能となりました。

また、国内での大規模投資の促進を目的として、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業について、地方自治体の税制優遇に対する国からの減収補てん要件が緩和され、同年12月から岡山市が対象となりました。

これらを踏まえ、岡山市では、投資のインセンティブにつながる固定資産税の課税免除を実施するため、この条例を制定することとしました。

<参考>「地域経済牽引事業」とは

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域への相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域の経済活動を牽引する事業。なお、同法に基づく支援措置として、規制の緩和や税制の優遇等がある。

2 条例の概要

(1) 課税免除の対象と期間

【対象】 地域経済牽引事業の用に供する土地・建物・構築物

【期間】 新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間の課税免除を実施
(課税免除による減収額の4分の1は、国から補てん)

(2) 課税免除の要件

地域経済牽引事業で創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度・前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上 など

(3) 適用期限

令和7年3月31日

※対象資産を同日までに設置した事業者に対して適用

3 施行日

公布の日から施行

【参考】地域経済牽引事業の促進に係る固定資産の課税免除について

令和6年2月9日
税制課・産業振興課

◆固定資産税の課税免除及び減収補てん制度

- 市町村の条例により、地域経済牽引事業の実施に必要な土地・建物等について、**固定資産税の課税免除を行うことができる。**
- 地域未来投資促進法において、**税制優遇による岡山市の減収分を国が補てんする制度(減収補てん)**が定められている。

◆令和5年4月1日施行の省令改正により減収補てんの要件緩和

- 地域経済牽引事業のうち**特に高い付加価値(3億円以上)を創出する事業**について、固定資産税の減収補てんの対象となる財政力指数要件が緩和された。
- 第2次岡山県地域未来投資促進基本計画の**国の同意日(令和5年12月26日)以降、新たに岡山市が対象となった。**

	固定資産税（市町村）【3年間】		
	改正前	改正後	
対象事業	承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの	承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの	新たに追加 特に高い付加価値(3億円以上)を創出する事業
対象資産	土地・建物・構築物	土地・建物・構築物	土地・建物・構築物
設備投資額の下限	1億円 (農林漁業等は5,000万円)	1億円 (農林漁業等は5,000万円)	1億円 (農林漁業等は5,000万円)
財政力指数要件	0.67未満	0.67未満	0.67以上0.80未満
補てん率	3 / 4	3 / 4	1 / 4
適用期限*	令和5年3月31日	令和7年3月31日	

加えて
事業を実施する企業の前年度・前々年度の平均付加価値が**50億円以上** など

* 対象資産を同日までに設置した事業者に対して適用

◆課税免除の期間 新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年間

記者会見資料

担当課名	介護保険課
担当者名	課長 小橋 係長 額田
連絡先	803-1242 内線 5780

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (甲第33号議案)

1 目的

介護保険料の額は、介護保険法に基づいて3年ごとに介護サービスの見込量及びサービス必要量の確保のための方策等を定める「介護保険事業計画」を基に決定されます。

今回の条例改正は、令和6年度から令和8年度までの岡山市第9期介護保険事業計画の策定に伴い、その間の介護保険料の額を定めようとするものです。

2 概要

- (1) 第1号被保険者(65歳以上の方)に係る介護保険料基準額(月額)を現行の6,640円(年額79,680円)に据え置きます。
- (2) 国が示す保険料の標準乗率の見直しに基づき、第1段階から第3段階の市民税非課税の方の保険料乗率を引き下げ、保険料額を引き下げます。
- (3) 更に、第8期と同様に、公費により第1段階から第3段階の保険料乗率を引き下げ、保険料額を引き下げます。

【第8期】					【第9期】				
	乗率	保険料年額	公費軽減後の乗率	公費軽減後の保険料年額		乗率	保険料年額	公費軽減後の乗率	公費軽減後の保険料年額
第1段階	0.5	39,840円	0.3	23,904円	→	0.455	36,252円	0.285	22,704円
第2段階	0.7	55,776円	0.45	35,856円		0.64	50,988円	0.44	35,052円
第3段階	0.75	59,760円	0.7	55,776円		0.69	54,972円	0.685	54,576円

3 施行日

令和6年4月1日

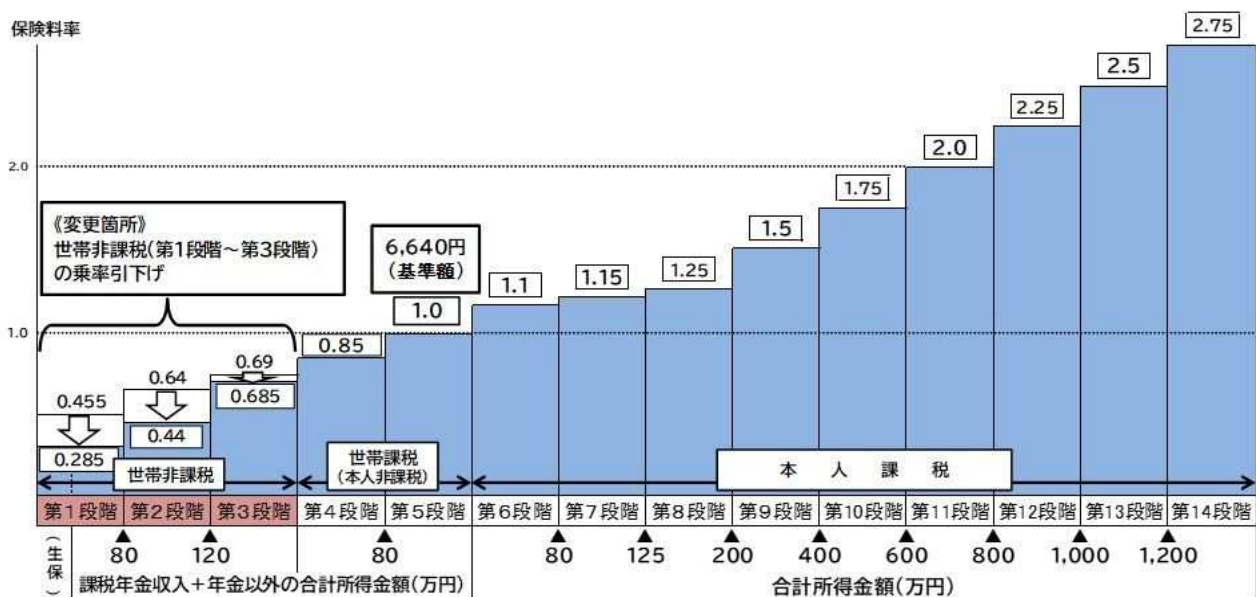
給付費の財源構成

- 介護保険事業に必要な費用は、公費(国、県、市)と、65歳以上の第1号被保険者の保険料、40～64歳の第2号被保険者の保険料で負担する
- 第9期における第1号被保険者の保険料の負担割合は、23%



第9期の保険料額

- ・第1号被保険者の介護保険料は、3年の計画期間中に必要な費用を見込み、所得段階別に保険料額を設定します。
- ・第9期の保険料額は、基準保険料(月額6,640円)を据え置きます。
- ・国が示す保険料の標準乗率の見直しに基づき、第1段階～第3段階の市民税非課税の方の保険料乗率を引き下げ、保険料額を引き下げます。
- ・更に、第8期と同様に、公費により第1段階から第3段階の保険料乗率を引き下げ、保険料額を引き下げます。



第9期介護保険料段階区分（令和6年度～令和8年度）

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額 (月額)
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 中国残留邦人支援給付受給者	基準額 ×0.285	22,704円 (1,892円)
	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 ＋年金以外の合計所得金額が80万円以下		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 ＋年金以外の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.44	35,052円 (2,921円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 ＋年金以外の合計所得金額が120万円を超える	基準額 ×0.685	54,576円 (4,548円)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税 年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.85	67,728円 (5,644円)
第5段階	本人が市民税非課税で世帯に課税者がいる人で、本人の課税 年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円を超える	基準額	79,680円 (6,640円)
第6段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が80万円未満	基準額 ×1.1	87,648円 (7,304円)
第7段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が80万円以上125万円未満	基準額 ×1.15	91,632円 (7,636円)
第8段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額 ×1.25	99,600円 (8,300円)
第9段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が200万円以上400万円未満	基準額 ×1.5	119,520円 (9,960円)
第10段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額 ×1.75	139,440円 (11,620円)
第11段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額 ×2.0	159,360円 (13,280円)
第12段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.25	179,280円 (14,940円)
第13段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	基準額 ×2.5	199,200円 (16,600円)
第14段階	本人が市民税課税で、 合計所得金額が1,200万円以上	基準額 ×2.75	219,120円 (18,260円)

※ 介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」は、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額で、医療費控除、扶養控除等の所得控除前の金額）から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額。